

2019年11月29日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行弘 様

株式会社プリンシブル  
代表取締役 原田 宏人

## ご 回 答

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴機構よりお送りいただきました、2019年10月18日付け「スマートルームセキュリティサービス契約内容通知書（兼 重要事項説明書）に関する申入れ」（消費者支援機構福岡発2019-038号。以下「本申入れ」といいます。）について、下記のとおり回答をさせていただきます。

なお、ご指定の期限までに回答できなかつたことについてお詫び申し上げます。

敬具

記

### 1 申入れの趣旨(1)について

本申入れを受けて検討させていただいた結果、消費者様からの契約解除料の徴収自体を見直すことと致しましたので、下記のとおり、本件通知書兼重要事項説明書の中途解約条項（11条）を改定しております（変更箇所を太字・ゴシック体にしております。以降、同様です。）。

改定前	<p>第11条（中途解約）</p> <p>①甲は、契約期間（更新された契約期間を含む。）満了前であっても、乙に対し文書をもって通知することにより、甲の希望する期日をもって本契約を解約することができるものとする。</p> <p>②前項の場合において、甲は、解約日当月の利用料金+残契約月数分の月額基本料金を契約解除料金として、乙へ支払うものとする。</p>
改定後	<p>第11条（中途解約）</p> <p>①甲は、契約期間（更新された契約期間を含む。）満了前であっても、乙に対し文書をもって通知することにより、甲の希望する期日をもって本契約を解約することができるものとする。</p> <p>②前項の場合において、甲は、解約当月分までの利用料金を、乙へ支払うものとする。</p>

## 2 申入れの趣旨(2)について

本申入れを受けて検討させていただいた結果、下記のとおり、本件通知書兼重要事項説明書の第1条2項及び第11条に文言を追記しております。

なお、第11条の改定につきましては、前記1のとおりですので省略致します。

改定前	第1条（本契約内容） 第2項 本業務期間 自 2019年〇月〇日～至 2021年〇月〇日 注1 本業務期間開始日は、本条第1項における甲乙間の成約日の後、乙が甲へ機器類を発送した当日から、5日間を経過した日とする。 注2 甲の無料利用期間を、本業務期間開始日の翌月末日までとする。 注3 甲の有料利用期間を無料利用期間が終了した月の翌月初日から22ヶ月間経過月の末日までとする。
改定後	第1条（本契約内容） 第2項 本業務期間 自 2019年〇月〇日～至 2021年〇月〇日 注1 本業務期間開始日は、本条第1項における甲乙間の成約日の後、乙が甲へ機器類を発送した当日から、5日間を経過した日とする。 <b>注2 甲の無料利用期間を、本業務期間開始日の翌月末（2019年〇月〇日）までとする。</b> 注3 甲の有料利用期間を無料利用期間が終了した月の翌月初日から22ヶ月間経過月の末日までとする。 注4 甲の無料利用期間が終了し有料期間が開始された場合、甲は本条第3項に定める月額基本料と初期費用を乙に支払うものとする。

## 3 申入れの趣旨(3)について

本申入れを受けて検討させていただいた結果、今後は、電話勧誘販売の方法で消費者様から申込みを受け、契約を締結した場合は、受付日の翌日には、消費者様がウェブサイト上で同意された契約内容を記載した書面（本件通知書兼重要事項説明書）を消費者様へお送り致します。

## 4 申入れの趣旨(4)について

前記1と同様になりますが、本申入れを受けて、消費者様からの契約解除料の徴収自体を見直すこととし、本件通知書兼重要事項説明書の中途解約条項を改定しております。詳細は、前記1をご確認ください。